

災害の発生に備えて

近年、記録的な大雨が日本各地で発生し甚大な被害をもたらしています。また、震災はいつ発生するかわかりません。これらの災害の発生に備えて、事前の備えや準備をすることで、被害を防いだり、軽減することに繋がります。

平常時から、身の回りの備えを確認しておきましょう。

いざという時には、周囲の人にも声をかけ、躊躇せず避難しましょう。

1. 食料品等の備蓄は十分ですか？

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、飲料水や保存のできる食料などを備蓄しておきましょう。



食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例

- ・飲料水 3日分(1人1日3リットルが目安)
- ・非常食 3日分(アルファ米、缶入りパン、ビスケット等)
- ・衛生用品、カセットコンロ、懐中電灯等

プラスα

大規模災害時には「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。

また、飲料水とは別に生活用水も必要になりますので、日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意したり、お風呂の水をいつも張っておくなど、できる備えをしておきましょう。

自家用車をお持ちの場合は、燃料を常に1/2以上となるよう心がけることで、有事の際の安心につながります。

2. 非常用持ち出しバッグを準備しましょう

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

非常用持ち出しバッグの内容の例(人数分用意)

- ・飲料水、食料品(乾パン、缶詰、ビスケット等)
- ・救急用品(ばんそうこう、消毒液、常備薬等)
- ・軍手、マスク、ずきん、雨具
- ・懐中電灯、携帯電話の充電器、携帯ラジオ
- ・衣類、タオル、ブランケット
- ・洗面用具、ビニール袋



3. 避難所について

避難に関する情報が出たときに慌てず行動するために、事前に避難所を確認しておきましょう。

(P5参照)



【避難や避難所に関する注意事項】

- ①町から避難を呼びかけた区域以外にお住いの方は、
原則避難する必要はありません。
(移動すること自体が危険なこともあります)
- ②いきいきプラザは福祉避難所です。介助の必要なお年寄りや障がいのある方、乳幼児等の専用の避難所になります。
- ③非常食や毛布等は各世帯で可能な限り持参してください。
(避難者数によっては、町の備蓄品が全員に行きわたらない可能性もあります。)
- ④ペットと避難する場合は、ゲージを用意してください。
(ペットを避難所の中へ入れることはできません。)



【新型コロナウイルス感染症への対応について】

避難所には不特定多数の方が避難してくるため、飛沫感染や接触感染が非常に生じやすい環境となります。避難の際は特に次のことに注意してください。

- ①マスクは常時着用
- ②こまめな手洗い
- ③生活に必要な物や衛生資機材(マスク等)は基本的に持参する。
- ④体調が優れない場合は、すぐに申告する。



～避難にあたっては、様々な避難方法の検討をお願いします。～

避難所での避難生活は、体育館等での生活になることもあり、様々な制約があります。

また、感染症対策として、避難所が過密状態になることを防ぐ必要があります。

可能な場合は、以下の避難方法の検討をお願いします。

- ①親戚や知人宅への避難
- ②自宅の2階への避難(浸水想定が50cm未満の区域に限る。)

4. 避難情報は どうやって取得すればいいの？

河川の水位が上昇するなど、洪水被害発生危険が高まったときは、町から各種避難情報が発令されます。

この避難情報は、かみたんメールでいち早く発信されますので、事前の登録をお願いします。その他、テレビのデータ放送やホームページにより情報を発信しています。

→ かみたんメール(QRコード)の登録はこちらから



5. 避難情報に関するガイドラインの改定について

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	<p>災害発生又は切迫</p> <p>緊急安全確保 ※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
<b>4</b>	<p>災害のおそれ高い</p> <p><b>避難指示</b> ※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
<b>3</b>	<p>災害のおそれあり</p> <p><b>高齢者等避難</b> ※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
<b>2</b>	<p>気象状況悪化</p> <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
<b>1</b>	<p>今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

